

## 大阪市告示第464号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和6年4月30日（火）	午前8時30分から 午後9時30分まで

### 2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 大阪プール 水泳場（25メートルプール）	令和6年4月2日（火）から 同月3日（水）まで	午前6時30分から 午後9時30分まで
	令和6年4月29日（月）	午前8時30分から 午後7時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）